

近江八幡市上水道重要管路更新事業（その1）
評価基準書

令和6年3月
近江八幡市水道事業所

目 次

1. 評価基準書について.....	1
2. 応募者の審査及び選定に関する概要.....	1
3. 評価の対象者.....	1
4. 総合評価点の構成と配点方針.....	1
4-1 総合評価点の構成.....	1
4-2 配点方針.....	1
5. 技術評価点について.....	2
5-1 技術評価点の評価項目と配点.....	2
5-2 技術評価点の採点方法.....	3
5-3 要求水準未達による失格.....	4
6. 価格評価点について.....	4
7. その他.....	5
7-1 総合評価点と同点の場合の措置.....	5

1. 評価基準書について

近江八幡市上水道重要管路更新事業（その1）評価基準書（以下「評価基準書」という。）は、近江八幡市水道事業所（以下「市」という。）が近江八幡市上水道重要管路更新事業（その1）（以下「本事業」という。）を担う民間事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定するに当たり、その評価基準を示すものである。

2. 応募者の審査及び選定に関する概要

応募者の審査及び選定に関する概要については、募集要項の「4. 応募者の審査及び選定」、及び「9. 本審査」に示す。

3. 評価の対象者

評価基準書による評価の対象者は、近江八幡市上水道重要管路更新事業（その1）募集要項（以下「募集要項」という。）に従い、募集要項の「7. 資格審査」を通過した資格審査通過者、及び「9-1 形式審査」を通過した最終審査対象者（以下、評価対象者）とする。

なお、評価対象者が1者となった場合においても、本評価は実施する。

4. 総合評価点の構成と配点方針

4-1 総合評価点の構成

総合評価点は、技術評価点と価格評価点から構成する。

4-2 配点方針

技術評価点と価格評価点の配点割合は、8：2とする。

総合評価点は、合計100点とする。（技術評価点80点、価格評価点20点）

5. 技術評価点について

5-1 技術評価点の評価項目と配点

技術評価点は80点満点とし、業務実績及び技術提案について評価する。評価項目及び配点は、表1のとおりとする。

表 1 技術評価点の評価項目と配点

分 類		評価項目	配点		
業務実績	企業	1 建設企業	単体企業又は代表企業が、過去10年間に完了した元請としての同種又は類似工事の実績	8	30
		2 設計企業	単体企業又は主たる設計企業（1社）が、過去10年間に完了した元請としての同種又は類似業務の実績	3	
			単体企業又は主たる設計企業（1社）が、過去10年間に完了した元請としての管更生工事設計業務の実績	2	
			単体企業又は主たる設計企業（1社）が、過去10年間に完了した元請としての独立水管橋工事設計業務の実績	2	
			3 建設企業の主任(監理)技術者	過去10年間に完了した主任又は監理技術者としての同種又は類似工事の実績	
		4 設計企業の管理技術者	過去10年間に完了した同種又は類似業務の実績	5	
		5 設計企業の照査技術者	過去10年間に完了した同種又は類似業務の実績	2	
技術提案	実施方針	6 実施手順	品質・工程管理の観点から、業務フローとリンクしながら重要と考えられる課題が指摘され、解決に向けた検討手順等が提示されているか。	8	50
		7 実施体制	応募者の各企業の役割分担が明確にされ、配置技術者や人員が十分となっているか。	6	
	設計・施工計画	8 品質管理	業務全体の一体的な管理方法（セルフモニタリングの範囲や方法）を明確に提示し、工夫がなされているか。	8	
		9 工程管理	実施手順・体制と整合し、さらに本事業の特性を理解した工程となっているか。工程を遵守・短縮するための工夫（遅延リスク要因と対応策が指摘されている等）がなされているか。	8	
		10 工事の確実性	河川横断、国道横断部等の設計・施工手法、その他工事の確実性に関する工夫がなされているか。	8	
		11 環境保全管理	近隣住民、周辺環境に配慮した設計・施工手法、その他環境保全管理に関する工夫がなされているか。	4	
		12 地域貢献	地元企業・地元資機材の活用、その他地域貢献に関する工夫がなされているか。	8	
合計				80点	

(注)

- 【1】. ここでの元請としての実績とは、単体企業又は代表企業としての実績を指す。
- 【2】. 「過去10年間」とは、平成25年度から参加表明書・資格確認書類締切日までの期間をいう。
- 【3】. 「同種工事」とは、地方公営企業が発注した水道事業、水道用水供給事業、又は工業用水道事業の送水管又は配水管工事で、開削工法の口径300mm以上かつ管延長1km以上のダクタイル鋳鉄管（耐震継手）を対象とするものをいう。
- 【4】. 「類似工事」とは、地方公営企業が発注した水道事業、水道用水供給事業、又は工業用水道事業の導水管（圧力管に限る。）、送水管又は配水管工事で、ダクタイル鋳鉄管（耐震継手）を対象とするものをいう。
- 【5】. 「同種業務」とは、地方公営企業が発注した水道事業、水道用水供給事業、又は工業用水道事業の送水管又は配水管の実施（詳細）設計業務で、開削工法の口径300mm以上かつ管延長1km以上のダクタイル鋳鉄管（耐震継手）を対象とするものをいう。
- 【6】. 「類似業務」とは、地方公営企業が発注した水道事業、水道用水供給事業、又は工業用水道事業の導水管（圧力管に限る。）、送水管又は配水管の実施（詳細）設計業務で、ダクタイル鋳鉄管（耐震継手）を対象とするものをいう。
- 【7】. 「管更生工事設計業務の実績」は、地方公営企業が発注した水道事業、水道用水供給事業、又は工業用水道事業の導水管（圧力管に限る。）、送水管又は配水管を対象とする実施（詳細）設計業務に限る。
- 【8】. 「独立水管橋工事設計業務の実績」は、地方公営企業が発注した水道事業、水道用水供給事業、又は工業用水道事業の導水管（圧力管に限る。）、送水管又は配水管を対象とする実施（詳細）設計業務で、かつ、県又は国が管理する河川を横断するものに限る。

5-2 技術評価点の採点方法

技術評価点の採点は、別途定める「技術評価点の得点化方法」に従って行う。業務実績に定める評価項目は、資格審査申請書類を対象とし、技術提案に定める評価項目は、応募書類を対象とする。

業務実績と技術提案に対して得点化された点数を合計し、技術評価点とする。なお、各評価項目の得点は、小数点以下第3位を四捨五入し第2位まで求める。

なお、「技術評価点の得点化方法」の公表は行わない。

表2 技術評価点に対する採点方法

評価	判断基準	採点方法
A	特に優れている (要求水準を大きく超える提案がある)	配点×1.00
B	優れている (要求水準を超える提案がある)	配点×0.75
C	標準的である (要求水準に対して標準的な提案である)	配点×0.50
D	要求水準未達	「5-3 要求水準未達による失格」による

5-3 要求水準未達による失格

技術評価点の採点により、D評価と採点された評価項目がある評価対象者は、失格とする。

なお、技術提案に関する採点は複数人の検討委員が個別に行うが、1名以上の検討委員がD評価を付した場合は、検討委員会で当該内容について審議し、要求水準の未達が確認された場合は、失格とする。

6. 価格評価点について

価格評価点は20点満点とし、見積書に記載された見積価格について評価する。価格評価点は、見積上限額の85%に相当する見積価格の場合を20点とし、見積上限額と同額の見積価格の場合を0点として、中間の見積価格については直線補完により評価する。また、見積上限額の85%を下回る見積価格に対しても、価格評価点の上限は20点とする。

なお、見積上限額の60%未満を見積価格とする見積書を提出した評価対象者は、本事業の要求水準を満たす適正価格でないと判断し、失格とする。

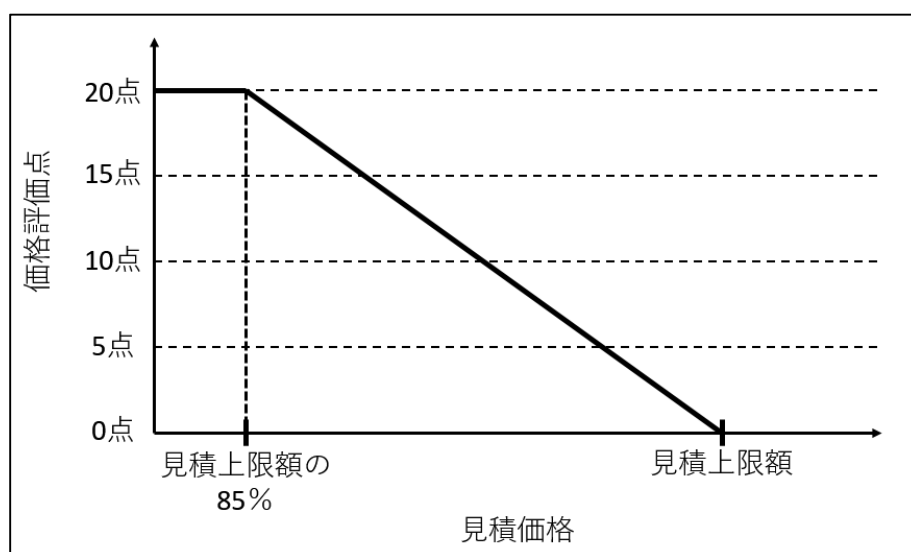


図1 価格評価点について

注) 価格評価点は、小数点以下第3位を四捨五入し第2位まで求める。

7. その他

7-1 総合評価点と同点の場合の措置

総合評価点と同点であるものが複数あった場合は、下の箇条示す順に差がつくまで選定を続ける。

- (1) 技術評価点が最も高いものを選定する。
- (2) 技術評価点のうち、「技術提案」に属する項の合計点が高いものを選定する。
- (3) 技術評価点の「技術提案」のうち「設計・施工計画」に属する項の合計点が高いものを選定する。
- (4) 技術評価点の「技術提案」の「設計・施工計画」の属する項のうち、「品質管理」と「工程管理」の合計点が高いものを選定する。
- (5) 検討委員による多数決により選定する。